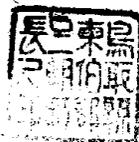


議案第四二号

職員の職務の宣誓に關する条例制定に付て
職員の職務の宣誓に關する条例を次のように定める

昭和二十八年十二月二十八日

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年十二月廿八日

議長 天野 廉二



職員の仕事の宣誓に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は地方公務員法昭和二十五年法律第百六十一号第三十一条の規定に基づき職員の仕事の宣誓に関する規定することを目的とする

(職員の仕事の宣誓)

第二条 新たに職員となつた者は任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してやりてなければその仕事を執行してはならない。

(権限の委任)

第三条 この条例に定めるものを除く外職員の仕事の宣誓に関する必要な事項は任命権者が定めることができる。

附 則

1. この条例は公布の日から施行する
2. 本条例の適用に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第五号)中職員の仕事の宣誓に関する条例は廃止する

別紙

宣誓書

私はここに主権が國民に存することを認める日本國憲法を尊重し且つ擁護することを固く誓います
私は地方自治の本旨を体ずるとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき債務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います

年

月

日

職

氏

名
印